三豊市農業委員会７月定例総会議事録

令和８年７月２１日午後１時３０分より、三豊市農業委員会７月定例総会を三豊市危機管理センター　３０１・３０２会議室において開催した。

１．出席者、欠席者の状況

出席者　　２８名(農業委員２１名、農地利用最適化推進委員７名)

【農業委員】　（出席○・欠席－）

堀江　博	○	岡根　譲	○	石原　剛	○
片山　睦士	○	片岡　恒男	○	森　　啓二	○
石井　秀一	○	小畑　忠司	○	湯口　貞明	○
糸川　桂市	○	藤田　幸治	－	安藤　健一	○
前谷　晃年	－	福岡　伸也	○	筒井　義朝	○
長堀　和行	－	金丸　喜正	○	松永　克喜	○
木下　一雄	○	浪越　久司	○	細川　髙文	○
細川　未恵	○	平尾　美紀	○	山岡　正士	○

【農地利用最適化推進委員】

小野　正俊	○	湯口　秀幸	○	岑永　恭造	○
小野　正司	○	矢野　直樹	○	白井　功一	○
長谷川　淳三	○				

２．署名委員

６番　　森　　啓二
１８番　　松永　克喜

３．傍聴人

な　　し

４．事務局の出席者

事務局長　　十鳥　武志
事務局次長　　藤原　卓司
副　主　任　　辻　　拓哉
主　　事　　土井　太陽

５．書　記

副　主　任　　辻　　拓哉

６．議　題

議案第　１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について
議案第　２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について
議案第　３号　農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第　４号　地域計画変更の意見聴取について
議案第　５号　農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について
議案第　６号　農用地利用集積等促進計画の件について
議案第　７号　非農地通知の件について（報告）
議案第　８号　使用貸借にかかる農地返還通知の件について（報告）
議案第　９号　農地法第１８条第６項の規定による通知の件について（報告）
その他の件について

７．開会　　【午後１時３０分】

事務局長　　ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会７月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。

会　　長　　連日猛暑が続き、降雨も少ないことから、農作業においても大変厳しい状況となっております。このような中、本日の定例総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、先般開催いたしました農地パトロールを中心とした研修会につきましては、ほぼ全ての委員の皆様にご出席いただき、有意義な研修会となりましたことに、厚くお礼申し上げます。併せて、事例発表を行っていただいた３町の関係者の皆様にも、貴重な発表をいただきましたことに、感謝申し上げます。本日、営農センターにおいて関係者と協議する機会がありましたので、米の価格についてご報告いたします。例年、この時期にはＪＡ香川県から当年産米の仮渡金が発表されますが、今年は現時点で未発表となっております。発表時期について確認したところ、８月に入れば公表する必要があるとのことでした。昨年は、ＪＡから６０ｋｇ当たり２６，０００円の仮渡金が早い段階で示されましたが、集荷業者等からさまざまな意見があったこともあり、今年は価格の提示に慎重な状況にあるとのことです。また、新聞報道によれば、鹿児島県の早場米では６０ｋｇ当たり２万円を下回る価格が示されており、他県においても２万円を超える価格の確保が難しい状況にあると見受けられます。一方、米の再生産に必要な価格は２万円を超える水準とされていることから、生産費を踏まえた適正な価格が確保されることが望まれます。今後の米価の動向については、引き続き注視していく必要があります。農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、こうした現状を踏まえ、今後も農業の振興に向けて取り組んでいく必要があると考えております。本日の議案につきましては、事前に送付しておりますとおり、件数は比較的少なくなっております。委員各位のご協力をいただき、円滑な議事進行に努めてまいりたいと存じます。本日はご出席いただき、誠にありがとうございます。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

事務局長　　ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は１１番　藤田　幸治　委員、１３番　前谷　晃年　委員、１６番　長堀　和行委員から欠席の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は２１名で定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。推進委員の皆様は意見を述べられますが、採決には参加できません。それでは、総会会議規則第６条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議　　長　　ただいまから、三豊市農業委員会７月定例総会を開会します。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号６番　森　　啓二　委員、議席番号１８番　松永　克喜　委員のご両名にお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいているままになります。それでは、これより議事に入ります。１ページをお開きください。議案

第１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

〔　議案第１号　番号１、番号２を朗読　〕

申請地の番号１は第２種農地、番号２は第３種農地です。以上２件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

５　　番　　番号１について説明いたします。文房具店の駐車場として利用するための申請です。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１、番号２をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１、番号２につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。２ページをお開きください。議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

〔　議案第２号　番号１号から番号４号を朗読　〕

申請地は全て第２種農地です。以上４件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

１７　番　　番号２について説明いたします。住宅地の開発計画であり、今回が第３期の開発です。先日の現地立会では、関係者が出席し、現地の状況を確認しました。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

１８　番　　番号３について説明いたします。譲渡人が相続により取得した土地で、最低限の草刈りを行いながら管理してきました。待機場及び資材置き場を建設したいとのことです。

番号４について説明いたします。従前は田として利用されていましたが、住宅地の中に位置する土地であり、今回、分譲住宅を建設する計画となったため、申請に至りました。周囲は住宅に囲まれている状況であり、地元関係者との協議においても、支障はないとのことです。

以上２件につきましては、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１から番号４をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１から番号４につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。４ページをお開きください。議案第３号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第３号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。

〔　議案第３号　番号１号を朗読　〕

議　　長　　事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようでございますので、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。５ページをお開きください。議案第４号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第４号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。

〔　議案第４号　番号１から番号３を朗読　〕

議　　長　　事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようでございますので、議案第４号「地域計画変更の意見聴取について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第４号「地域計画変更の意見聴取について」の番号１から番号３につきましては適当と認め、原案のとおり承認いたします。次に進めさせていただきます。６ページをお開きください。議案第５号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第５号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

〔　議案第５号　番号１から番号１０を朗読　〕

以上１０件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7　　番　　番号１について説明いたします。申請地は、譲受人の自宅南側に隣接する畑で、以前から譲受人の母親が野菜を栽培していた土地です。南側の農地については、先月、農地法第５条の規定による申請があり、

譲渡人から当該農地と併せて購入してほしいとの申し出があったことから、今回の申請に至ったものです。今後も譲受人が引き続き野菜を栽培する予定であることから、問題ないものと思われます。

番号２について説明いたします。譲渡人の父親が約１０年前に亡くなって以降、隣接する宅地周辺が荒れることを避けるため、譲受人が継続して草刈りを行ってきた農地です。今後も管理を続けるのであれば譲り受けたいとの意向から相談し、このたびの申請に至ったものです。今後は、引き続き管理を行いながら、果樹を植栽し、栽培していく予定です。

番号３について説明いたします。譲渡人の母親が亡くなり、実家や農地を相続する人がいないことから、農地だけでも何とかしたいと譲受人の父親に相談がありました。譲受人の父親は既に多くの農地を取得しており、これ以上の管理は難しいため、娘が引き受けるのであれば譲り受けてはどうかとの話になり、今回の申請に至ったものです。今後は、譲受人が自宅から実家に通い、農地の管理を行う予定です。

番号４について説明いたします。今回の申請地に隣接する譲渡人の実家の宅地及び建物を購入する際、併せて購入してほしいとの申し出がありました。また、申請地は進入路がない農地であることから、併せて譲り受けることとなり、今回の申請に至ったものです。今後は、家庭菜園として利用する予定です。

以上４件、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

８　　番　　番号５について説明いたします。申請地は、先月の農地法第３条の規定による申請地に隣接する小規模な農地です。譲渡人から、併せて耕作してもらえればとの申し出があり、無償で所有権を移転することとなり、今回の申請に至ったものです。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

９　　番　　番号６について説明いたします。譲渡人と譲受人は、農地の所有者と借り受けて耕作している耕作者の関係です。譲渡人が遠隔地に居住していることから、農地の売却を検討していたところ、規模拡大を予定していた譲受人との協議がまとまり、今回の申請に至ったものです。

番号７について説明いたします。譲渡人と譲受人は、農地の所有者と借り受けて耕作している耕作者の関係です。譲渡人が高齢になったことに伴い、農地の売却を検討していたところ、現耕作者との協議がまとまり、今回の申請に至ったものです。

いずれの申請地も、現在、譲受人が水稲を栽培しており、今後も引き続き農地として利用される見込みです。以上２件、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

１２　番　　番号８について説明いたします。譲渡人は、仕事の関係で市外に居住しており、市内の住宅も既に売却しています。残っている申請地については、管理や耕作が困難な状況なため、これまで農地を管理してきた譲受人に相談したところ、譲り受けることで話がまとまり、今回の申請に至ったものです。譲受人は申請地が自宅に隣接しているため利便性が高く、農業経験も２０年以上あり、農機具等も一式所有しているとのことです。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

１５　番　　番号９について説明いたします。譲渡人が所有する農地すべてを購入することで話がまとまったものです。譲受人は、今後、レモンの栽培を予定しています。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

３　　番　　番号１０について説明いたします。譲受人は、現在所有している農地も丁寧に管理・耕作しており、水稲の栽培も行っています。申請地は自宅の裏に位置し、農機具も所有していることから、今後は家庭菜園として利用する予定です。これまでの農地の管理状況から、今後も適切に管理し、作物を栽培していくものと思われます。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします

議　　長　　担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようでございますので、議案第５号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１から番号１０をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第５号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１から番号１０につきましては許可することと決定いたします。次に進めさせていただきます。別とじの資料をご覧ください。議案第６号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第６号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。今回は、令和８年９月を始期とする案件であり、合計１７４筆が対象となっております。各委員におかれましては、ご自身の担当区域に係る内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第６号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第６号「農用地利用集積等促進計画の件について」の１７４件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進めさせていただきます。１０ページをお開きください。議案第７号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局　　議案第７号「非農地通知の件について」を説明いたします。

〔　議案第７号　番号１から番号１５を朗読　〕

以上１５件、調査の結果、農地法第２条第１項の農地に該当しない土地であることを確認し、非農地通知書を発行いたしましたので、ご報告申し上げます。

議　　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第７号「非農地通知の件について」の番号１から番号１５についてご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第７号「非農地通知の件について」の番号１から番号１５につきましては、対象地を農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないと判断し、報告事項は異議なしと認めます。次に進めさせていただきます。１３ページをお開きください。議案第８号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

〔　議案第８号　番号１から番号８を朗読　〕

以上８件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上､成立された旨､通知がありましたのでご報告申し上げます。

議　　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

１　　番　　申請番号８について、本人耕作となっていますが、所有者は神奈川県在住であり、本人による耕作は難しいと思われます。この点について、どのような状況になっているのでしょうか。

事 務 局　　貸付人は水稲の栽培を希望していましたが、実際には異なる作物が植えられていたため、契約内容と異なるとして解約に至ったものです。今後については、遠方に居住しているものの、本人が管理・耕作する意向であるとのことです。

議　　長　　他にないようですので、議案第８号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」番号１から番号８についてご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第８号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の８件の報告事項は異議なしと認めます。次に進めさせていただきます。１８ページをお開きください。議案第９号「農地法第１８条第６項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局　　議案第９号「農地法第１８条第６項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔　議案第９号　番号１から番号４を朗読　〕

以上４件、農地法第１８条第６項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議　　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

３　　番　　申請番号３について、先ほどの非農地通知の案件にも挙がっていましたが、農地を返還したうえで非農地とするということでしょうか。また、借り受けていたものの、実際には耕作していなかったということでしょうか。

事 務 局　　申請地は耕作されておらず、耕作放棄地と判定されていました。非農地判定を行うにあたり、残存小作契約を解約したものです。

議　　長　　他にないようですので、議案第９号「農地法第１８条第６項の規定による通知の件について」の番号１から番号４についてご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第９号「農地法第１８条第６項の規定による通知の件について」の４件の報告事項は異議なしと認めます。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

１．農地法第３条の規定による許可の取消願について

２．農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

３．その他
（１）８月定例総会について
日　時　　令和８年８月２０日（木）午後１時３０分
場　所　　三豊市危機管理センター３階　３０１・３０２会議室

（２）定例農事相談について　【時間　１３：３０～１６：００】

相 談 日	開 催 場 所	相　談　委　員	
８月７日（金）	危機管理センター１階 打合せコーナー１	高瀬町：片山　陸士	高瀬町：片岡　恒男
		山本町：安藤　健一	財田町：山岡　正士

閉　会　【 午後 ２時３０分 】